

# 浦河町UターンIターン補助金

日高管外に住んでいる方が就職・創業のために浦河町に居住した場合に補助金を支給します

## 就職等準備補助金

勤務日または創業日から6か月以内の補助対象者に対し、次の表に掲げる額を支給します

就職前の居住地	2人以上世帯	単身世帯
北海道外	150,000円	75,000円
日高管内以外の北海道内	100,000円	50,000円

勤務日または創業日から6か月経過

## 就職等継続補助金

就職等準備補助金の交付を受けた方で、勤務日または創業日から6か月を経過した場合、次の表に掲げる額を支給します

就職前の居住地	2人以上世帯	単身世帯
北海道外	150,000円	75,000円
日高管内以外の北海道内	100,000円	50,000円

問い合わせ先：浦河町商工観光課（0146-26-9014）

## 対象者

### 次のいずれにも該当するUターンまたはIターン者

- ① 満45歳以下であること
- ② 就職または創業のために浦河町に居住した者
- ③ 就職先が国または地方公共団体ではないこと
- ④ 就職先において正規雇用されていること
- ⑤ 就職先に町外の事業所等がある場合は転勤がない雇用契約であること
- ⑥ 浦河町漁業担い手支援事業補助金を受けていないこと
- ⑦ 浦河町農業担い手支援事業補助金を受けていないこと
- ⑧ 町税等を滞納していないこと
- ⑨ 北海道U I Jターン新規就業支援事業支援金を受けていないこと

## 申請方法

### 次の書類を商工観光課に提出してください

#### 【就職等準備補助金】

- ① 就職等準備補助金交付申請書
- ② 雇用関係等確認書または創業関係等確認書
- ③ 進学等で町外に居住していた場合は在学していたことを証明する書類

#### 【就職等継続補助金】

- ① 就職等継続補助金交付申請書
- ② 雇用関係等継続確認書または創業関係等継続確認書

申請書一式は商工観光課窓口または町HPから取得できます